

平成 30 年 11 月 26 日

## すみれ工房新築整備事業入札要項

「すみれ工房新築整備事業」の一般競争入札にあたり、下記項目を確認遵守いただきますようお願いいたします。

- 1 事業名：すみれ工房新築整備事業
- 2 事業主：社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団 理事長 佐藤 義博
- 3 工事場所：大阪府豊能郡能勢町栗栖 166 番 1
- 4 建物用途：就労継続支援 B 型事業所
- 5 建物構造：木造柱構造躯体
- 6 事業期間：平成 31 年 2 月下旬（契約締結）から平成 32 年 7 月中旬（竣工・引渡し）
- 7 入札方式：一般競争入札（設計・施工一括発注方式による）
- 8 入札予定価格：1 億 3920 万円（税抜き）
- 9 入札最低制限価格：入札後開示
- 10 入札日時：平成 31 年 2 月 22 日（金）午後 3 時 様式指定の入札書を使用する
- 11 入札場所：大阪府豊能郡能勢町大里 1055  
生活介護事業所 なごみ苑 会議室
- 12 入札に必要な資格
  - 1) 設計業務一式に関し二級建築士以上の資格を有すること
  - 2) 事業者は工事施工に関し建設業許可を有することとともに、各種工種に関する施工管理技師を雇用していること（一部工種に下請け事業者による施工の場合は、当該工種の下請け事業者が前記条件を満たしていること）
  - 3) 入札日の過去 2 年以内に国及び地方公共団体の指名停止等の行政処分を受けていないこと
  - 4) 事業者は過去 2 年間に国税、地方税を滞納していないこと
  - 5) 現場には事業者が雇用する主任技術者を配置できること
  - 6) JV（共同企業体）による場合は、JV 代表者による契約ができること
- 13 入札資格確認図書の提出期限：平成 30 年 12 月 11 日（火） 午後 5 時
- 14 入札資格確認図書の内容
  - 1) 設計業務に従事する建築士免許の写し
  - 2) 工事施工者の建設業許可書の写し
  - 3) 最新の「経営事項審査結果通知書」の写し
  - 4) 公告事項に記載のある工事工種に従事の施工管理技師の資格者証の写し
  - 5) 前記施工管理技師の健康保険証の写し
  - 6) 現場で従事する主任技術者の資格者証の写し
  - 7) 前記主任技術者の健康保険証の写し
  - 8) 「都道府県税及びその附帯徴収金について未納の徴収金はありません」と記載された直近 1 事業年度の納税証明書

9) 直近 1 事業年度の消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書：証明書の種類は「その3」（「その3の2」、「その3の3」でも可）

10) 整備実績一覧（様式3） その他事業者の事業実績に関する資料等

※JV（共同企業体）による場合は、共同企業体の事業者全員に関し該当入札資格確認図書を提出して下さい。

#### 15 入札に付す条件について

- 1) 公告事項に示す業務内容を実施すること
- 2) 躯体構造は木造柱構造躯体（木造柱在来工法）を採用すること
- 3) 建物は断熱等性能等級4を確保すること
- 4) 建物の天井高は2550ミリ以上を確保すること
- 5) 床面積500㎡以上の福祉施設等の整備実績を有すること
- 6) 基本計画（資料）における施設の各居室面積を確保すること
- 7) 地盤改良図に沿って必要な地盤改良を実施すること
- 8) 積算書に記載する業務及び工事を実施施工すること
- 9) 行政庁の許可が取得できる緑化計画を作成すること
- 10) 建物はオール電化とすること
- 11) 厨房機器は㈱フジマック社製の指定する機器を設置すること
- 12) 設計契約と工事請負契約を個別に契約できること
- 13) 平成32年7月末に工事竣工、引渡しができること
- 14) 水道分担金は事業団が負担する。所轄庁の指示に従い水道敷設工事を実施すること
- 15) 設計及び現場管理委託料の支払条件については、前払い金は40%以内で業務完成後残金を支払うこととする
- 16) 工事請負代金の支払い条件については、着工時に前払い金30%以内、上棟時に中間金30%以内、完成竣工引渡し時に残金40%を支払うこととする

#### 16 質疑応答期間

平成30年11月26日（月）から

平成31年2月18日（月）の10:00から15:00

#### 17 質疑応答の方法

メールにて様式2により下記のアドレスへ質問事項を送付して下さい。3日以内に登録業者全員へ回答します。

産経新聞厚生文化事業団本部（半澤宛）：[k.hanzawa@sankei-fukusi.or.jp](mailto:k.hanzawa@sankei-fukusi.or.jp)

#### 18 その他留意事項

事業者決定後、事業者との契約関係事項について協議調整させていただきます。

ただし、契約書内で躯体構造体の事業者の修補義務期間は10年間と設定します。

入札書に押印いただく印影は、契約締結権限を有した事業者の権限者の印影もしくは、権限者から入札権限の委任を受けた者の印影を使用して下さい。委任を受けた者の印影による入札を行う場合は、委任状を入札時に提出して下さい。